

業務範囲一覧(業務区域別の判定対象建築物の概要)

株式会社国際確認検査センター
(令和2年10月29日現在)

業務区域	延べ面積の区分						限界耐力計算等	計画通知
	2000㎡以下のもの	2000㎡超えのもの	3000㎡超えのもの	5000㎡超えのもの	7500㎡超えのもの	10000㎡超えのもの		
秋田県				●				●
福島県							●	10000㎡超えは可
茨城県				●				●
栃木県				●				●
群馬県						●	全て可	×
埼玉県				●				●
千葉県				●				●
東京都				●				●
神奈川県				●				●
新潟県						●		10000㎡超えは可
石川県				●				●
山梨県				●				●
三重県			※1				●	限界耐力計算は可
岐阜県				※2 ●				●
鳥取県				●				●
島根県					●			●
岡山県				●				●
愛媛県				●				●
佐賀県							●	限界耐力計算は可
大分県		※3				●		5000㎡超えは可
長崎県				●				●

※1 「三重県内に事務所を置く判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物」については●

※2 岐阜県は次ページを参照ください

※3 「全ての大分県指定判定機関で、業務の範囲外である建築物又は判定できない建築物」については●

業務範囲一覧(業務区域と判定対象建築物)

株式会社国際確認検査センター
(令和2年10月29日現在)

業務区域	判定対象建築物
秋田県	判定を要する全ての建築物
福島県	次のいずれかに該当する建築物とする。 一 判定対象の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあっては、当該部分。)が、延べ面積10,000平方メートルを超えるもの 二 建築確認等を受けた建築物の計画の変更における判定の業務については、前項の規定にかかわらず、当該計画の変更に係る直前の建築確認等に係る判定を法人が行ったもの
茨城県	判定を要する全ての建築物
栃木県	判定を要する全ての建築物
群馬県	延べ面積7,500平方メートルを超える建築物を含む確認申請の適合性判定 限界耐力計算等による構造計算の建築物を含む確認申請などの適合性判定
埼玉県	判定を要する全ての建築物
千葉県	判定を要する全ての建築物
東京都	判定を要する全ての建築物
神奈川県	判定を要する全ての建築物
新潟県	次の各号に掲げる業務以外の業務 一 床面積の合計が2,000平方メートル以下の建築物 (建築基準法施行令第81条第2項第1号口に定める構造計算による建築物等を除く。) 二 床面積の合計が10,000平方メートル以下の建築物で、法第18条第2項に該当するもの (令第81条第2項第1号口に定める構造計算による建築物等を除く。)
石川県	判定を要する全ての建築物
山梨県	判定を要する全ての建築物
三重県	次のいずれかに該当する建築物とする。 一 構造計算適合性判定申請に、政令第81条第2項第一号口に定める構造計算による建築物又は建築物の部分を含む判定の業務 二 構造計算適合性判定申請に、県内に業務を行う事務所を置く判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物 又は建築物の部分を含む判定の業務
岐阜県	次の建築物に係る構造計算適合性判定の業務 (1) 延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物(建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ。) (2) 令第81条第2項第一号口に定める構造計算による建築物 (3) 適合性判定を要する木造又は木造を併用する建築物 (4) 法第20条第1項第二号イ及び第三号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するもの (5) 高さが31mを超える建築物 (6) 構造耐力上主要な柱、梁又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物 (7) 構造耐力上主要な部分に設計基準強度36N/mm ² 以上のコンクリートを使用する建築物 (8) 令第80条の2の規定に基づき国土交通大臣が定める安全上必要な技術基準による次の建築物 ・平成12年建設省告示第2009号(免震建築物) ・昭和58年建設省告示第1320号(プレストレストコンクリート造) ・平成14年国土交通省告示第463号(システムトラス) ・平成14年国土交通省告示第464号(コンクリート充填鋼管造) ・平成14年国土交通省告示第666号(膜構造) ・平成13年国土交通省告示第1641号(薄板軽量形鋼造) ・平成14年国土交通省告示第410号(アルミニウム合金造) ・平成15年国土交通省告示第463号(鉄筋コンクリート組構造) (9) 令第39条第3項の規定に基づき構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた次の構造方法を用いた建築物 ・平成25年国土交通省告示第771号第3項第4号(特定天井) (10) その他知事が必要と認める建築物 (11) (1)から(10)までの規定の適用にあたって、一の適合性判定に係る建築物が2以上あり、いずれか一の建築物が(1)から(10)までの建築物に該当するときは、適合性判定に係る建築物すべてを(1)から(10)までの建築物に該当するものとみなす。
鳥取県	判定を要する全ての建築物
島根県	床面積の合計が2,000平方メートルを超える建築物とする
岡山県	判定を要する全ての建築物
愛媛県	判定を要する全ての建築物
佐賀県	建築基準法施行令第81条第2項第1号口に定める構造計算による建築物のみの判定を行う
大分県	次のいずれかに該当する建築物とする。 一 構造計算に係る床面積(法第20条第2項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が2以上ある建築物)について、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積)が5,000平方メートルを超えるもの 二 前2号以外の建築物、全ての大分県指定判定機関の構造計算適合性判定業務規定において業務の範囲に含まれない建築物、および全ての大分県指定判定機関が判定できない建築物
長崎県	判定を要する全ての建築物